

引き上げられた設計労務単価を建設労働者の賃上げに

賃上げ・保険加入へ、

宣伝・申し入れ・調査を強化（北海道）

建交労北海道本部書記長 俵 正好

大幅に引き上げられた公 共工事設計労務単価

二〇一三年度の「公共工事設計労務単価」が大幅に引き上げられました。全国平均で一六・一%、北海道では一七・五%の引き上げです。

これは、この間の建設関係の労働組合の「設計労務単価」引き上げを求めるたたかいによるものであり、直接的には、昨年十月の公共事業労務費調査の結果に「社会

保険に未加入の労働者が適正に加入できるよう、保険料の本人負担分相当額」が上乘せされたためです。

また、今年度から労務単価そのものとは別に、「建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）」が参考公表されました。これは、労務単価に法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を加えた金額で、「設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費をふくんだ金額と誤解され、労働者に支払われる賃金が低く抑えられて

いる」ことに対応したものです（表）。

十年以上下がりがつづけてきた労務単価

「公共工事設計労務単価」は、一九九九年から毎年のように下がりがつづけてきました。これは、単価の設定方法そのものの矛盾です。毎年の積算には、前年の調査結果（国・都道府県・政令市発注の工事）にもとづく労務単価が用いられますが、発注段階ではダンピングなどによって安い価格で落札されます。そのしわ寄せは下請

けいじめと労働者の賃下げとなり、翌年の労務単価はまた下がるという悪循環から抜け出せませんでした。

国交省などは、積算はあくまで「実勢単価」にもとづいておこなうとしてきました。例外的に、かつて労働基準法改正により労働時間が「週四十時間」になったときに、時短分が政策的に単価に加算されたことがあります。また、トンネルじん肺根絶闘争の成果として、トンネル労働者の粉じん曝露時間を減らすことが必要だとし、実態にもとづいて「十時間労働

[引き上げられた設計労務単価を建設労働者の賃上げに]

働」で積算されてきたものを「八時間」での積算に改定しました(ただし、受注したゼネコンはいまでも十時間労働をさせています)。

今回の単価の大幅引き上げは、「社会保険未加入」問題に対応するための政策的なものです。

宣伝・申し入れ・調査など、とりくみを強化

建交労北海道本部建設部会は、三月末の新労務単価の発表をうけて、四月五日に全道代表者会議を開きました。会議では、①この労務単価の大幅引き上げを労働者に知らせること、②発注者にたいして賃金引き上げと社会保険加入を要請すること、③協力関係にある地方議員のみなさんに議会での質問などをしてもらうこと、④公共事業の現場調査をおこなって現場の労働者の賃金などを改善させること——を方針として確認しました。

表 2013年度公共工事設計労務単価 (北海道・8時間)

職種	2013年度公共工事設計労務単価	建設労働者の雇用に伴い必要な経費	備考	
			2012年度単価	引き上げ額
特殊作業員	15,400円	21,700円	13,400円	2,000円
普通作業員	12,700円	17,900円	11,000円	1,700円
軽作業員	10,600円	14,900円	9,200円	1,400円
とび工	15,700円	22,100円	13,400円	2,300円
鉄筋工	16,000円	22,500円	13,600円	2,400円
運転手(特殊)	15,300円	21,500円	13,300円	2,000円
運転手(一般)	12,800円	18,000円	11,100円	1,700円
型枠工	15,400円	21,700円	13,100円	2,300円
大工	16,500円	23,200円	14,000円	2,500円
左官	16,500円	23,200円	14,000円	2,500円

※「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」は、公共工事設計労務単価+法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を加えた金額

(国土交通省 HP 掲載資料から作成)

「公共事業における賃金の大幅改善を求める全道統一緊急要請書」(①改定された労務単価を入札参加企業・下請け業者・労働者に周知すること、②「必要な経費」を入札参加企業と下請け業者に周知すること、

③社会保険への加入について最末端の下請業者まで適用事業所になっているか、すべての労働者が被保険者になっているかどうかを報告させること)にもとづいて、各自自治体との交渉・申し入れをおこないました。

北海道本部として、四月に北海道庁、五月に札幌市、六月に北海道開発局(国交省の地方整備局にあたる)と交渉をおこないました。

「道庁方式」の役割発揮し、賃金引き上げを

道庁の回答は、「新単価をホームページに掲載するなど周知して

いる」、「社会保険への加入の確認と未加入の場合は受注者が加入の指導をおこなうよう契約時に文書指導している」というものでした。しかし、道庁のホームページは、国交省にリンクしているだけです。

道庁は四年前から「設計労務単価を一〇%以上下回った場合には賃金の引き上げを『要請』することにしており、昨年の道議会では日本共産党の真下紀子議員の質問にたいし、「再調査」や「二次下請け以下への調査対象の拡大」を約束しています。今回の単価大幅引き上げのときにこそ、この「道庁方式」の役割を発揮するとりくみを強化するよう求めました。

札幌市も、「新単価をホームページで公表している」という回答(札幌市は独自に単価のみ掲載)だけであり、社会保険については「未加入業者の工事現場からの排除をめざしてとりくむ」というものでした。

これまで札幌市は、市が発注し

た工事で働く労働者の賃金実態を調査していません。市として、現場の賃金実態を調べて、道庁と同じような方式をとるべきだと求めましたが、やるつもりはないという姿勢でした。

札幌市は、昨年来、上田市長が議会に「公契約条例案」を提案しているにもかかわらず、担当部局には「市の発注する工事、委託業務で働く労働者の賃金の下限額を定めて官製ワーキングプアをなくす」という市長の政治姿勢は伝わっていません。

開発局は、「道庁の方式については、国として全国的にやっていないことなので、北海道開発局だけがそれをやることは難しい」という回答でした。担当者は、「現場の賃金が上がってもらわなければ困る。なんのために労働単価を引き上げたのかということになる」ともらいましたが、発注者としてやれること、やるべきことをやって労働者の賃金を引き上げる

という姿勢ではありませんでした。

共産党の奮闘で行政と業界団体にも動きが

私たち建交労のとりくみと同時に、日本共産党北海道委員会は、四月二十三日に道庁への申し入れをおこないました。旭川、帯広、釧路、苫小牧など各地で日本共産党市議団が各自自治体への申し入れをおこない、議会での質問もおこなっています。

こうしたとりくみもあって、五月二日に道庁が北海道建設業協会など十九団体にたいし、「新単価をふまえた賃金水準の確保」、「適切な価格による下請契約の締結」、「社会保険への加入の徹底」などを要請しました。

北海道建設業協会は、五月二十三日の総会で、「建設労働者の処遇を改善するために適切な賃金水準の確保に努め、下請企業にも適切な支払いを要請する」、「社会保

険の加入促進に向けて下請との契約締結に際し、適切な法定福利費を含むように求める」ことをふくむ緊急決議をあげました。

労働条件改善へ、求められるていねいな手立て

発注者みずからが調査し改善させることが必要

しかし、行政や業界団体の掛け声だけでは、実際に現場で働く労働者の賃上げや社会保険への加入には結びつきません。

ある地方の地元建設業者は、「労働単価が上がっても、これまでの赤字を埋めなければならぬから労働者の賃金は上げられない」と話しているといいます。

現場で働く労働者は、社会保険に加入しているのは一部であり、国民年金・国保の加入者が多いのが実態です。この問題を解決するためには、ていねいな手立てが求

められます。

なにより、自治体（発注者）の姿勢として、「文書での指導・要請」ではなく、現場で実際に支払われている賃金や社会保険への加入の実態を調査し、問題があれば必要な改善を求めなければなりません。それは、税金が適正に使われているかどうかという根本問題です。

「発注してしまえば、あとは元請けの責任であり、下請けとの関係や労働者の賃金・労働条件のことは関係ない」という、これまでの対応は改めるべきです。

そして、入札・契約のあり方も見直す必要があります。「公契約法（条例）」の制定は、その大きな方向性をしめています。

現場調査で実態をつかみ、発注者への申し入れなど

公共事業の現場で働く労働者の賃金引き上げや社会保険加入をすすめるためには、労働組合のとり

くみと議会で追及が必要で

建設労と協力関係にある苦小牧建設厚生企業組合は、苦小牧市から毎年、季節労働者・失業者のための就労事業を受託しています。

今年四～五月にも事業を受託しましたが、契約は旧労務単価にもとづくものでした。その後、新単価で再契約して労賃分が加算されたので、八十人の就労者（一人六日就労）全員に賃金を追加して支払いました。

このようなことを「当たり前」にしなければなりません。

建交労は、昨年の秋のとりくみを発展させて、今年、札幌、函館、旭川、釧路、帯広などで、開発局・道庁・各自治体発注工事の現場調査をおこないます。調査でつかんだ実態をもとに発注者に申し入れるとともに、議会でもとりあげてもらおうようにしたいと考えています。

私たち建交労は、日本共産党の議員との協力・共同をいっそう強め、建設労働者の賃金・労働条件の改善にとりくむ決意です。

長期的展望にたった公共事業政策の転換を

技能労働者不足対策を

建設労働者の賃金・労働条件改善とともに、公共事業や建設産業政策のあり方が問われています。

安倍内閣は、景気回復のために「インフレターゲット」で物価上昇をはかるとし、公共事業の大盤ふるまいをしています。

日本共産党の国会での追及や労働者・労働組合のたたかいで、「賃上げ」についても言わざるをえなくなり、春闘時期に財界への要請をおこないましたが、軽くいなされて、ごく一部の正社員の賃上げにとどまりました。

しかし、公共事業での賃金引き上げは、発注者が原資を保障しているのですから、必ずやらせなければなりません。「円安」で生活用品や石油製品などが値上がりしているいま、最低賃金の大幅引き上げとともに、公共事業での賃金

引き上げと労働条件改善は政治の大きな責任です。

公共事業予算が大幅に増額され、一三年度の建設投資は前年度比一％増という見通しがしめられています。事業の発注がすすめられていますが、「入札不調」、「応札業者がない」などの事態がひろがっています。その大きな原因のひとつが技能労働者不足です。

小泉「構造改革」以来、地域の建設業は縮小を余儀なくされ、「将来展望がない」、「賃金が安く、労働条件が悪い」ために、若年層の建設業への入職が減って、高齢化がすすんでいます。今回の労務単価の引き上げを確実にいきわたらせ、長期的な展望をもてるようにする対策が必要です。今年の賃金上がらなければ、また賃下げの悪循環に戻ってしまいます。

「安全・安心」のための公共事業に切り替えを

公共事業の中身も、あらためて問われています。安倍内閣は、「防災・減災のため」として、北

海道でもサンルダム、平取ダム、東郷ダムなどの工事を復活させ、道内の国直轄ダムと補助ダムの今年度事業費は合計二百十八億円で、北見道路など国直轄の高規格道路・十三路線は、六百八億円に達します。こうした大手ゼネコンむけの新規の大型事業では、地域の建設業は再生できません。

先の国交省の発表によれば、都道府県や市区町村が管理する橋のうち、必要な修繕が終わったのは一五％（市区町村は五％）にとどまっています。

住民の「安全・安心」を確保するためにも、維持・補修を重視し、住民に身近な防災・生活・環境保全を優先した事業に切り替えていく必要があります。

外国企業の参入でよりきびしい競争が強いられ、地域に貢献している建設業者が排除されるPPPへの参加などもつてのほかです。建設労働者の組織化とあわせて、こうした課題にも建交労として積極的にとりくんでいきます。

（たわら・まさよし）